

議案第70号

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年さいたま市条例第263号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第2（第4条—第9条関係）							別表第2（第4条—第9条関係）						
1・2 [略]							1・2 [略]						
3 土呂駅周辺地区地区整備計画区域							3 土呂駅周辺地区地区整備計画区域						
区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 （土呂駅 周辺地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るA地区 をいう。 ）	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)～(3) [略] (4) 風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 （昭和23年 法律第122 号。以下「風 営法」という。 ）第2条第1 項第2号から 第5号までに	[略]					A地区 （土呂駅 周辺地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るA地区 をいう。 ）	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 の一部を改正 する法律（平 成27年法律 第45号）第 1条の規定に よる改正前の 風俗営業等の</u>	[略]				

	規定する営業を営む施設
B地区 (土呂駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) <u>風営法第2条第1項第2号から第5号までに規定する営業を営む施設</u>

	規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「 <u>旧風営法</u> 」という。） <u>第2条第1項第5号から第8号までに規定する営業を営む施設</u>
B地区 (土呂駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) <u>旧風営法第2条第1項第5号から第8号までに規定する営業を営む施設</u>

4 東大宮駅周辺地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (東大宮駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>風営法第2条第1項第1号（キャバレーに限る。）</u> 、 <u>第2号及び第3号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</u>	[略]				
B地区 (東大宮駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設</u>					
C地区 (東大宮	次に掲げる用途に供する建築物					

4 東大宮駅周辺地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (東大宮駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>旧風営法第2条第1項第1号、第5号及び第6号並びに同条第6項第1号から第6号までに規定する営業を営む施設</u>	[略]				
B地区 (東大宮駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設</u>					
C地区 (東大宮	次に掲げる用途に供する建築物					

駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)	(1)～(3) [略] (4) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設
--------------------------------	--

駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)	(1)～(3) [略] (4) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設
--------------------------------	---

5 宮原駅東口周辺地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (宮原駅東口周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>風営法第2条第1項第1号(キャブレ一に限る。)</u> 、 <u>第2号及び第3号並びに同条第6項各号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				
B地区 (宮原駅東口周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				

5 宮原駅東口周辺地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (宮原駅東口周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>旧風営法第2条第1項第1号、第5号及び第6号並びに同条第6項第1号から第6号までに</u> 規定する営業を営む施設	[略]				
B地区 (宮原駅東口周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				

6 [略]

6 [略]

7 宮原駅西口周辺地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (宮原駅西口周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>風営法第2条第1項第1号(キャブレ一に限る。)</u> 、 <u>第2号及び第3号並びに同条第6項各号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				

7 宮原駅西口周辺地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (宮原駅西口周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>旧風営法第2条第1項第1号、第5号及び第6号並びに同条第6項第1号から第6号までに</u> 規定する営業を営む施設	[略]				

	業を営む施設
B地区 (宮原駅 西口周辺 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するB 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>風営法第2 条第1項第2 号及び第3号</u> に規定する営 業を営む施設
C地区 (宮原駅 西口周辺 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するC 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>風営法第2 条第1項第2 号及び第3号</u> に規定する営 業を営む施設
D地区 (宮原駅 西口周辺 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するD 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)・(2) [略] (3) <u>風営法第2 条第1項第2 号及び第3号</u> に規定する営 業を営む施設

8 丸ヶ崎地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ ウ エ オ カ				
		イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (丸ヶ崎 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するA 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)・(2) [略] (3) <u>風営法第2 条第1項第2 号から第5号</u> までに規定す る営業を営む 施設	[略]				
B地区 (丸ヶ崎 地区地区 計画の地 区整備計	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2 条第1項第2</u>					

	を営む施設
B地区 (宮原駅 西口周辺 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するB 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設</u>
C地区 (宮原駅 西口周辺 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するC 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設</u>
D地区 (宮原駅 西口周辺 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するD 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)・(2) [略] (3) <u>旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設</u>

8 丸ヶ崎地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ ウ エ オ カ				
		イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (丸ヶ崎 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するA 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)・(2) [略] (3) <u>旧風営法第 2条第1項第 5号から第8 号までに規定 する営業を営 む施設</u>	[略]				
B地区 (丸ヶ崎 地区地区 計画の地 区整備計	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第 2条第1項第</u>					

画図に表示するB地区をいう。)	号及び第3号に規定する営業を営む施設
C地区(丸ヶ崎地区地区計画の地区整備計画画図に表示するC地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設

9・10 [略]

11 土呂南地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
A-2地区(土呂南地区地区計画の地区整備計画画図に表示するA-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)~(3) [略] (4) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設	[略]				
A-3地区(土呂南地区地区計画の地区整備計画画図に表示するA-3地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)~(4) [略] (5) 風営法第2条第1項第2号から第5号までに規定する営業を営む施設					
B-1地区(土呂南地区地区計画の地区整備計画画図に表示するB-1地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設					

画図に表示するB地区をいう。)	5号及び第6号に規定する営業を営む施設
C地区(丸ヶ崎地区地区計画の地区整備計画画図に表示するC地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設

9・10 [略]

11 土呂南地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
A-2地区(土呂南地区地区計画の地区整備計画画図に表示するA-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)~(3) [略] (4) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	[略]				
A-3地区(土呂南地区地区計画の地区整備計画画図に表示するA-3地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)~(4) [略] (5) 旧風営法第2条第1項第5号から第8号までに規定する営業を営む施設					
B-1地区(土呂南地区地区計画の地区整備計画画図に表示するB-1地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設					

B-2 地区（土呂南地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-2地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設
C-1 地区（土呂南地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-1地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設
C-2 地区（土呂南地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(4) [略] (5) <u>風営法第2条第1項第2号から第5号</u> までに規定する営業を営む施設

12～15 [略]

16 北部拠点宮原地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(9) [略] (10) <u>風営法第2条第1項各号及び同条第6項各号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				
B-1 地区（北部拠点宮原地区地区計画の	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(6) [略] (7) <u>風営法第2条第1項第1</u>					

B-2 地区（土呂南地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-2地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設
C-1 地区（土呂南地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-1地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設
C-2 地区（土呂南地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(4) [略] (5) <u>旧風営法第2条第1項第5号から第8号</u> までに規定する営業を営む施設

12～15 [略]

16 北部拠点宮原地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(9) [略] (10) <u>旧風営法第2条第1項各号及び同条第6項各号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				
B-1 地区（北部拠点宮原地区地区計画の	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(6) [略] (7) <u>旧風営法第2条第1項第</u>					

地区整備 計画図に 表示する B-1地 区をいう。)	号(キャバレ ーに限る。)、 第2号及び第 3号並びに同 条第6項各号 に規定する営 業を営む施設
B-2 地区(北 部拠点宮 原地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する B-2地 区をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)~(5) [略] (6) 風営法第2 条第1項第1 号(キャバレ ーに限る。)、 第2号及び第 3号並びに同 条第6項各号 に規定する営 業を営む施設 (7) [略]
C-1 地区(北 部拠点宮 原地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する C-1地 区をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)~(3) [略] (4) 風営法第2 条第1項第2 号及び第3号 に規定する営 業を営む施設
C-2 地区(北 部拠点宮 原地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する C-2地 区をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)~(5) [略] (6) 風営法第2 条第1項第2 号から第4号 までに規定す る営業を営む 施設
D地区 (北部拠 点宮原地 区地区計 画の地区 整備計画 図に表示	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)~(6) [略] (7) 風営法第2 条第1項第2 号から第5号 までに規定す

地区整備 計画図に 表示する B-1地 区をいう。)	1号、第5号 及び第6号並 びに同条第6 項各号に規定 する営業を営 む施設
B-2 地区(北 部拠点宮 原地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する B-2地 区をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)~(5) [略] (6) 旧風営法第 2条第1項第 1号、第5号 及び第6号並 びに同条第6 項各号に規定 する営業を営 む施設 (7) [略]
C-1 地区(北 部拠点宮 原地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する C-1地 区をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)~(3) [略] (4) 旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設
C-2 地区(北 部拠点宮 原地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する C-2地 区をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)~(5) [略] (6) 旧風営法第 2条第1項第 5号から第7 号までに規定 する営業を営 む施設
D地区 (北部拠 点宮原地 区地区計 画の地区 整備計画 図に表示	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)~(6) [略] (7) 旧風営法第 2条第1項第 5号から第8 号までに規定

するD地区をいう。)	る営業を営む施設
E地区 (北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示するE地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(8) [略] (9) 風営法第2条第1項第2号から第5号までに規定する営業を営む施設
F地区 (北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示するF地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(4) [略] (5) 風営法第2条第1項第2号から第5号までに規定する営業を営む施設
G地区 (北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示するG地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(7) [略] (8) 風営法第2条第1項第2号から第5号までに規定する営業を営む施設

17 [略]

18 大宮深作地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
C地区 (大宮深作地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設	[略]				

19 南浦和駅西口地区地区整備計画区域

するD地区をいう。)	する営業を営む施設
E地区 (北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示するE地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(8) [略] (9) 旧風営法第2条第1項第5号から第8号までに規定する営業を営む施設
F地区 (北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示するF地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(4) [略] (5) 旧風営法第2条第1項第5号から第8号までに規定する営業を営む施設
G地区 (北部拠点宮原地区地区計画の地区整備計画図に表示するG地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(7) [略] (8) 旧風営法第2条第1項第5号から第8号までに規定する営業を営む施設

17 [略]

18 大宮深作地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
C地区 (大宮深作地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	[略]				

19 南浦和駅西口地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
南浦和 駅西口地 区地区計 画の地区 整備計 画図に表 示する地区	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)～(4) [略] (5) 風営法第2 条第6項第3 号に規定する 興行場である ヌードスタジ オ及びストリ ップ劇場 (6) 風営法第2 条第6項第4 号に規定する 営業であるモ ーテル営業を 営む施設	[略]				

20 浦和仲町2丁目地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
浦和仲 町2丁目 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示する地 区	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)～(6) [略] (7) 風営法第2 条第1項第1 号(キャバレ ーに限る。) 及び第2号か ら第4号まで 並びに同条第 6項各号に規 定する営業を 営む施設	[略]				

21 北与野駅南口西地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
北与野 駅南口西 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示する地 区	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) 風営法第2 条第1項第2 号から第5号 までに規定す る営業を営む 施設 (2)・(3) [略]	[略]				

22 後原中央東地区地区整備計画区域

区分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
----	---	---	---	---	---	---

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
南浦和 駅西口地 区地区計 画の地区 整備計 画図に表 示する地区	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)～(4) [略] (5) 旧風営法第 2条第6項第 3号に規定す る興行場であ るヌードスタ ジオ及びスト リップ劇場 (6) 旧風営法第 2条第6項第 4号に規定す る営業である モーテル営業 を営む施設	[略]				

20 浦和仲町2丁目地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
浦和仲 町2丁目 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示する地 区	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)～(6) [略] (7) 旧風営法第 2条第1項第 1号及び第5 号から第7号 まで並びに同 条第6項各号 に規定する営 業を営む施設	[略]				

21 北与野駅南口西地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
北与野 駅南口西 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示する地 区	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) 旧風営法第 2条第1項第 5号から第8 号までに規定 する営業を営 む施設 (2)・(3) [略]	[略]				

22 後原中央東地区地区整備計画区域

区分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
----	---	---	---	---	---	---

地区						
後原中央東地区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 風営法第2条第1項各号及び同条第6項各号に規定する営業を営む施設 (2)・(3) [略]	[略]				

2 3 浦和駅西口南第四地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (浦和駅西口南第四地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) 風営法第2条第1項第1号(キャバレーに限る。)、第2号及び第3号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設 (5) [略]	[略]				
B地区 (浦和駅西口南第四地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) 風営法第2条第1項第1号(キャバレーに限る。)、第2号及び第3号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設					

2 4 上木崎1丁目地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
東ゾーン(上木崎1丁目地区地区計画の地区整備計画図に表	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) 風営法第2条第6項各号に規定する営業を営む施設	[略]				

地区						
後原中央東地区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 旧風営法第2条第1項各号及び同条第6項各号に規定する営業を営む施設 (2)・(3) [略]	[略]				

2 3 浦和駅西口南第四地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (浦和駅西口南第四地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) 旧風営法第2条第1項第1号、第5号及び第6号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設 (5) [略]	[略]				
B地区 (浦和駅西口南第四地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) 旧風営法第2条第1項第1号、第5号及び第6号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設					

2 4 上木崎1丁目地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
東ゾーン(上木崎1丁目地区地区計画の地区整備計画図に表	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) 旧風営法第2条第6項各号に規定する営業を営む施	[略]				

示す東 ゾーンを いう。)		
[略]		

2 5 浦和東部第二北地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (浦和東 部第二北 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するA 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 風営法第2 条第1項第1 号(キャバレ ーに限る。) 第2号及び第 3号に規定す る営業を営む 施設	[略]				
B-1 地区(浦 和東部第 二北地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るB-1 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 風営法第2 条第1項第2 号及び第3号 に規定する営 業を営む施設					
B-2 地区(浦 和東部第 二北地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るB-2 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 風営法第2 条第1項第2 号及び第3号 に規定する営 業を営む施設					
C-1 地区(浦 和東部第 二北地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るC-1	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 風営法第2 条第1項第2 号及び第3号 に規定する営 業を営む施設					

示す東 ゾーンを いう。)	設	
[略]		

2 5 浦和東部第二北地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (浦和東 部第二北 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するA 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第 2条第1項第 1号、第5号 及び第6号に 規定する営業 を営む施設	[略]				
B-1 地区(浦 和東部第 二北地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るB-1 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設					
B-2 地区(浦 和東部第 二北地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るB-2 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設					
C-1 地区(浦 和東部第 二北地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るC-1	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設					

地区をいう。)	
C-2地区（浦和東部第二北地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設

地区をいう。)	
C-2地区（浦和東部第二北地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設

26 浦和東部第二中地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区（浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第1号（キャパレ一に限る。）第2号及び第3号、同条第6項各号並びに同条第9項に規定する営業を営む施設</u> (3) [略]	[略]				
B-1地区（浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-1地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設					
B-2地区（浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示す	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設					

26 浦和東部第二中地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区（浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第1号、第5号及び第6号、同条第6項第1号から第6号まで並びに同条第9項に規定する営業を営む施設</u> (3) [略]	[略]				
B-1地区（浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-1地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設					
B-2地区（浦和東部第二中地区地区計画の地区整備計画図に表示す	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設					

るB-2 地区をい う。)	
C-1 地区（浦 和東部第 二中地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るC-1 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 風営法第2 条第1項第2 号及び第3号 に規定する営 業を営む施設
C-2 地区（浦 和東部第 二中地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るC-2 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 風営法第2 条第1項第2 号及び第3号 に規定する営 業を営む施設
D-1 地区（浦 和東部第 二中地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るD-1 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 風営法第2 条第1項第2 号及び第3号 に規定する営 業を営む施設
D-2 地区（浦 和東部第 二中地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るD-2 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 風営法第2 条第1項第2 号及び第3号 に規定する営 業を営む施設

27 浦和東部第二南地区地区整備計画区域

区分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
----	---	---	---	---	---	---

るB-2 地区をい う。)	設
C-1 地区（浦 和東部第 二中地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るC-1 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設
C-2 地区（浦 和東部第 二中地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るC-2 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設
D-1 地区（浦 和東部第 二中地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るD-1 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設
D-2 地区（浦 和東部第 二中地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るD-2 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設

27 浦和東部第二南地区地区整備計画区域

区分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
----	---	---	---	---	---	---

地区					
A地区 (浦和東 部第二南 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するA 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 風営法第2 条第1項第1 号(キャバレ ーに限る。)、 第2号及び第 3号、同条第 6項各号並び に同条第9項 に規定する営 業を営む施設	[略]			
B地区 (浦和東 部第二南 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するB 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 風営法第2 条第1項第2 号及び第3号 に規定する営 業を営む施設				
C-1 地区(浦 和東部第 二南地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るC-1 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 風営法第2 条第1項第2 号及び第3号 に規定する営 業を営む施設				
C-2 地区(浦 和東部第 二南地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るC-2 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 風営法第2 条第1項第2 号及び第3号 に規定する営 業を営む施設				

28 大宮駅東口駅前南地区地区整備計画区域

区分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
地区						

地区					
A地区 (浦和東 部第二南 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するA 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第 2条第1項第 1号、第5号 及び第6号、 同条第6項第 1号から第6 号まで並びに 同条第9項に 規定する営業 を営む施設	[略]			
B地区 (浦和東 部第二南 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するB 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設				
C-1 地区(浦 和東部第 二南地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るC-1 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設				
C-2 地区(浦 和東部第 二南地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るC-2 地区をい う。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号に規定する 営業を営む施 設				

28 大宮駅東口駅前南地区地区整備計画区域

区分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
地区						

大宮駅東口駅前南地区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> 、同条第6項各号並びに同条第9項に規定する営業を営む施設	[略]
-------------------------------	---	-----

29 [略]

30 大宮駅西口第四地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
業務・商業複合地区（大宮駅西口第四地区地区計画の地区整備計画図に表示する業務・商業複合地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) <u>風営法第2条第1項第1号（キャバレーに限る。）</u> 、 <u>第2号及び第3号</u> 、 <u>同条第6項各号</u> 並びに同条第9項に規定する営業を営む施設	[略]				
商業・文化・サービス地区（大宮駅西口第四地区地区計画の地区整備計画図に表示する商業・文化・サービス地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) <u>風営法第2条第1項第1号（キャバレーに限る。）</u> 、 <u>第2号及び第3号</u> 、 <u>同条第6項各号</u> 並びに同条第9項に規定する営業を営む施設	[略]				
住宅・商業複合地区（大宮駅西口第四地区地区計画の地区整備計画図に表示する住宅・商業複合地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				

大宮駅東口駅前南地区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> 、同条第6項各号並びに同条第9項に規定する営業を営む施設	[略]
-------------------------------	--	-----

29 [略]

30 大宮駅西口第四地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
業務・商業複合地区（大宮駅西口第四地区地区計画の地区整備計画図に表示する業務・商業複合地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) <u>旧風営法第2条第1項第1号</u> 、 <u>第5号及び第6号</u> 、 <u>同条第6項第1号から第6号</u> まで並びに同条第9項に規定する営業を営む施設	[略]				
商業・文化・サービス地区（大宮駅西口第四地区地区計画の地区整備計画図に表示する商業・文化・サービス地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) <u>旧風営法第2条第1項第1号</u> 、 <u>第5号及び第6号</u> 、 <u>同条第6項第1号から第6号</u> まで並びに同条第9項に規定する営業を営む施設	[略]				
住宅・商業複合地区（大宮駅西口第四地区地区計画の地区整備計画図に表示する住宅・商業複合地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				

備計画図 に表示す る住宅・ 商業複合 地区をい う。)					
---	--	--	--	--	--

3 1 [略]

3 2 武蔵浦和駅第8-1街区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
武蔵浦 和駅第8 -1街区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す る地区	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2 条第1項各号、 同条第6項各 号及び同条第 9項に規定す る営業を営む 施設</u>	[略]				

3 3 江川地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
D地区 (江川地 区地区計 画の地区 整備計画 図に表示 するD地 区をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)~(4) [略] (5) <u>風営法第2 条第1項各号 及び同条第6 項第2号に規 定する営業を 営む施設</u>	[略]				

3 4 [略]

3 5 岩槻駅東口地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
岩槻駅 東口地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す る地区	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)~(3) [略] (4) <u>風営法第2 条第6項各号 に規定する営 業を営む施設</u>	[略]				

備計画図 に表示す る住宅・ 商業複合 地区をい う。)	設				
---	---	--	--	--	--

3 1 [略]

3 2 武蔵浦和駅第8-1街区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
武蔵浦 和駅第8 -1街区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す る地区	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第 2条第1項第 1号から第8 号まで、同条 第6項第1号 から第6号ま で及び同条第 9項に規定す る営業を営む 施設</u>	[略]				

3 3 江川地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
D地区 (江川地 区地区計 画の地区 整備計画 図に表示 するD地 区をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)~(4) [略] (5) <u>旧風営法第 2条第1項各 号及び同条第 6項第2号に 規定する営業 を営む施設</u>	[略]				

3 4 [略]

3 5 岩槻駅東口地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
岩槻駅 東口地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す る地区	次に掲げる用途に 供する建築物 (1)~(3) [略] (4) <u>旧風営法第 2条第6項各 号に規定する 営業を営む施 設</u>	[略]				

36 [略]

37 岩槻駅西口地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
C1地区 (岩槻駅西口地区地区計画の地区整備計画図に表示するC1地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(5) [略] (6) <u>風営法第2条第1項第4号及び同条第6項第2号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				
C2地区 (岩槻駅西口地区地区計画の地区整備計画図に表示するC2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(4) [略] (5) <u>風営法第2条第6項第2号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				
D地区 (岩槻駅西口地区地区計画の地区整備計画図に表示するD地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(4) [略] (5) <u>風営法第2条第6項各号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				

38 岩槻南部新和西地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
A地区 (岩槻南部新和西地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				

36 [略]

37 岩槻駅西口地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
C1地区 (岩槻駅西口地区地区計画の地区整備計画図に表示するC1地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(5) [略] (6) <u>旧風営法第2条第1項第7号及び同条第6項第2号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				
C2地区 (岩槻駅西口地区地区計画の地区整備計画図に表示するC2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(4) [略] (5) <u>旧風営法第2条第6項第2号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				
D地区 (岩槻駅西口地区地区計画の地区整備計画図に表示するD地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(4) [略] (5) <u>旧風営法第2条第6項各号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				

38 岩槻南部新和西地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
A地区 (岩槻南部新和西地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				

B地区 (岩槻南部新和西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設
C地区 (岩槻南部新和西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設
D1地区 (岩槻南部新和西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するD1地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設
D2地区 (岩槻南部新和西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するD2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設
E地区 (岩槻南部新和西部地区地区計画の地区整備計画図に表	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営

B地区 (岩槻南部新和西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設
C地区 (岩槻南部新和西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設
D1地区 (岩槻南部新和西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するD1地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設
D2地区 (岩槻南部新和西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するD2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設
E地区 (岩槻南部新和西部地区地区計画の地区整備計画図に表	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する

郷町北・吉野町南地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。)	(1)・(2) [略] (3) 風営法第2条第1項各号に規定する営業を営む施設
---------------------------------------	--

4 1 [略]

4 2 日進東地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (日進東地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)~(3) [略] (4) 風営法第2条第1項各号に規定する営業を営む施設	[略]				
B地区 (日進東地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設	[略]				
C地区 (日進東地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)~(4) [略] (5) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設	[略]				
[略]						
E地区 (日進東地区地区計画の地区整備計画図に表	次に掲げる用途に供する建築物 (1)~(3) [略] (4) 風営法第2条第1項各号に規定する営	[略]				

郷町北・吉野町南地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。)	(1)・(2) [略] (3) 旧風営法第2条第1項各号に規定する営業を営む施設
---------------------------------------	---

4 1 [略]

4 2 日進東地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (日進東地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)~(3) [略] (4) 旧風営法第2条第1項各号に規定する営業を営む施設	[略]				
B地区 (日進東地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	[略]				
C地区 (日進東地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)~(4) [略] (5) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	[略]				
[略]						
E地区 (日進東地区地区計画の地区整備計画図に表	次に掲げる用途に供する建築物 (1)~(3) [略] (4) 旧風営法第2条第1項各号に規定する	[略]				

示するE地区をいう。)	業を営む施設	
-------------	--------	--

4.3 浦和東部第一地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (浦和東部第一地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) <u>風営法第2条第1項第1号から第3号まで</u> 、同条第6項各号及び同条第9項に規定する営業を営む施設	[略]				
B地区 (浦和東部第一地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設					
C地区 (浦和東部第一地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設					
D-1地区 (浦和東部第一地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するD-1地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設					

示するE地区をいう。)	営業を営む施設	
-------------	---------	--

4.3 浦和東部第一地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (浦和東部第一地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) <u>旧風営法第2条第1項第1号から第6号まで</u> 、同条第6項各号及び同条第9項に規定する営業を営む施設	[略]				
B地区 (浦和東部第一地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設					
C地区 (浦和東部第一地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設					
D-1地区 (浦和東部第一地区地区整備計画の地区整備計画図に表示するD-1地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設					

D-2地区（浦和東部第一地区地区計画の地区整備計画図に表示するD-2地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設
---	--

D-2地区（浦和東部第一地区地区計画の地区整備計画図に表示するD-2地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設
---	---

4 4 南与野駅西口地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区（南与野駅西口地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				
B地区（南与野駅西口地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				

4 4 南与野駅西口地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区（南与野駅西口地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				
B地区（南与野駅西口地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				

4 5 武蔵浦和駅周辺地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
第1-A(イ)地区（武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する第1-A(イ)地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> 並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設	[略]				

4 5 武蔵浦和駅周辺地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
第1-A(イ)地区（武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する第1-A(イ)地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> 並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設	[略]				

[略]		
第1-B地区（武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する第1-B地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</u>	[略]
[略]		
第2地区（武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する第2地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</u>	[略]
第3地区（武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する第3地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</u>	[略]
第4地区（武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する第4地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</u>	[略]
第6地区（武蔵	次に掲げる用途に供する建築物	[略]

[略]		
第1-B地区（武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する第1-B地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</u>	[略]
[略]		
第2地区（武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する第2地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</u>	[略]
第3地区（武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する第3地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</u>	[略]
第4地区（武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する第4地区をいう。）	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</u>	[略]
第6地区（武蔵	次に掲げる用途に供する建築物	[略]

浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する第6地区をいう。)	(1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</u>	
第9地区(武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する第9地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</u>	

浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する第6地区をいう。)	(1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</u>	
第9地区(武蔵浦和駅周辺地区地区計画の地区整備計画図に表示する第9地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設</u>	

4 6 浦和駅西口南高砂地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
浦和駅西口南高砂地区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第1号(キャパレ一に限る。)</u> <u>及び第2号から第5号まで並びに同条第6項第4号から第6号までに規定する営業を営む施設(ただし、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく第一種市街地再開発事業の権利変換により営業を営む施設のうち、当該施設が浦和駅西口南高砂地</u>	[略]				

4 6 浦和駅西口南高砂地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
浦和駅西口南高砂地区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第1号及び第5号から第8号まで並びに同条第6項第4号から第6号までに規定する営業を営む施設(ただし、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく第一種市街地再開発事業の権利変換により営業を営む施設のうち、当該施設が浦和駅西口南高砂地区地区計画が定められた</u>	[略]				

	<p>区地区計画が定められた際現に営業を営んでいた施設（風営法に適合する営業を営んでいた施設に限る。）と同一の営業を営むもので、当該地区計画が定められた際現に営業を営んでいた施設の床面積の合計を超えないものを除く。）</p> <p>(3) [略]</p>
--	---

47 [略]

48 大宮西部地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (大宮西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に規定する営業を営む施設	[略]				
[略]						
F地区 (大宮西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するF地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) 風営法第2条第1項各号に規定する営業を営む施設	[略]				

49 [略]

50 岸町5丁目北地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						

	<p>際現に営業を営んでいた施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に適合する営業を営んでいた施設に限る。）と同一の営業を営むもので、当該地区計画が定められた際現に営業を営んでいた施設の床面積の合計を超えないものを除く。）</p> <p>(3) [略]</p>
--	--

47 [略]

48 大宮西部地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (大宮西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) 旧風営法第2条第1項第5号及び第6号に規定する営業を営む施設	[略]				
[略]						
F地区 (大宮西部地区地区計画の地区整備計画図に表示するF地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) 旧風営法第2条第1項各号に規定する営業を営む施設	[略]				

49 [略]

50 岸町5丁目北地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						

B地区 (岸町5丁目北地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設	[略]
---	--	-----

5 1 土屋地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
B地区 (土屋地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				

5 2 宮前町1丁目西地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (宮前町1丁目西地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				
B地区 (宮前町1丁目西地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設					
C地区 (宮前町	次に掲げる用途に供する建築物					

B地区 (岸町5丁目北地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(3) [略] (4) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設	[略]
---	---	-----

5 1 土屋地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
B地区 (土屋地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				

5 2 宮前町1丁目西地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (宮前町1丁目西地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				
B地区 (宮前町1丁目西地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設					
C地区 (宮前町	次に掲げる用途に供する建築物					

1丁目西 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するC 地区をい う。)	(1) [略] (2) <u>風営法第2 条第1項第2 号及び第3号</u> に規定する営 業を営む施設	
---	---	--

1丁目西 地区地区 計画の地 区整備計 画図に表 示するC 地区をい う。)	(1) [略] (2) <u>旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号</u> に規定する 営業を営む施 設	
---	--	--

5 3 蓮沼五反田地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
B地区 (蓮沼五 反田地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るB地区 をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2 条第1項第2 号及び第3号</u> に規定する営 業を営む施設	[略]				
C地区 (蓮沼五 反田地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るC地区 をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2 条第1項第2 号及び第3号</u> に規定する営 業を営む施設	[略]				

5 3 蓮沼五反田地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
B地区 (蓮沼五 反田地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るB地区 をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号</u> に規定する 営業を営む施 設	[略]				
C地区 (蓮沼五 反田地区 地区計画 の地区整 備計画図 に表示す るC地区 をいう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号</u> に規定する 営業を営む施 設	[略]				

5 4 大谷南部地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
B地区 (大谷南 部地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する B地区を いう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2 条第1項第2 号及び第3号</u> に規定する営 業を営む施設	[略]				

5 4 大谷南部地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
B地区 (大谷南 部地区地 区計画の 地区整備 計画図に 表示する B地区を いう。)	次に掲げる用途に 供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第 2条第1項第 5号及び第6 号</u> に規定する 営業を営む施 設	[略]				

5 5 大谷北部地区地区整備計画区域

区分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
----	---	---	---	---	---	---

5 5 大谷北部地区地区整備計画区域

区分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
----	---	---	---	---	---	---

地区					
[略]					
B地区 (大谷北部地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設	[略]			
C地区 (大谷北部地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設	[略]			

56・57 [略]

58 三室南宿第二地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
C-1地区(三室南宿第二地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-1地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				
C-2地区(三室南宿第二地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				

59・60 [略]

地区					
[略]					
B地区 (大谷北部地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設	[略]			
C地区 (大谷北部地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設	[略]			

56・57 [略]

58 三室南宿第二地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
C-1地区(三室南宿第二地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-1地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				
C-2地区(三室南宿第二地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				

59・60 [略]

6 1 指扇地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (指扇地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(6) [略] (7) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				
[略]						

6 2 [略]

6 3 北袋町1丁目地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (北袋町1丁目地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(4) [略] (5) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> 並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設	[略]				
B地区 (北袋町1丁目地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設					
C地区 (北袋町1丁目地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>風営法第2条第1項第2号及び第3号</u> に規定する営業を営む施設					

6 4・6 5 [略]

6 1 指扇地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (指扇地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(6) [略] (7) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設	[略]				
[略]						

6 2 [略]

6 3 北袋町1丁目地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区 (北袋町1丁目地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1)～(4) [略] (5) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> 並びに同条第6項各号に規定する営業を営む施設	[略]				
B地区 (北袋町1丁目地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設					
C地区 (北袋町1丁目地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) [略] (2) <u>旧風営法第2条第1項第5号及び第6号</u> に規定する営業を営む施設					

6 4・6 5 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。